

両親離婚後の非監護親による子どもへの関わりを法制化することは子の福祉に資するの
か？

～DV 虐待家庭において子どもの抱える困難の視点から～

乳幼児精神保健学会
医師会員

1. はじめに

私たちは、乳幼児にとって育児にかかわる親との関係性は、子どもの心の発達にとっ
て極めて重要であるという考えのもと、子どもの心の臨床をして参りました。このたび
「子ども臨床に関わる専門家への聴き取り調査」の結果を拝見しその内容を専門家の総
意としてまとめましたので報告いたします。

2. アンケート結果と考察

1) 子どもに現われる症状など

子どもは言葉で苦悩を訴えることもありますが、それは十分なものではありません。
そのため子どもは言葉のみならず、身体、行動、精神症状を通して苦悩を訴える、と私
たち臨床家は考えています。家庭のいざこざからくるストレスを被ると、周りの養育者
はこのことに留意して子どもの状態の変化に注意する必要があります。年代別に説明し
ますと、乳幼児であれば、発熱や嘔吐、夜尿やお漏らし、睡眠障害(入眠困難、夜驚)、
食欲不振などの身体症状、言うことをきかない、子ども返りして親にベッタリくっつく
などの行動症状、そしてイライラや不機嫌発作、反抗的態度、ボーッと虚ろな表情
を呈す解離などの精神症状があります。学童期になると、同様に腹痛や頭痛、チックな
どの身体症状、外出や友だちと遊ぶのを嫌がり不登校状態になって家に居たがるなどの
行動症状、そしてかんしゃく、口数が減る、勉強に集中できなくなるなどの精神症状が
あります。思春期になると、腹痛や頭痛、朝起きられないなどの身体症状、不登校や引
きこもり、親への反抗や暴言・暴力、自傷などの行動症状、意欲低下、興味や関心の喪
失、抑うつなど、大人と同様の精神症状を呈することもあります。アンケートにあった
ように、父母の不和が深刻化し長期化すると、両親との愛着形成のつまずきから生じる
愛着障害(アタッチメント障害)、そこに虐待などが加わるとトラウマ体験から生じる
PTSD、その慢性化から生じる複雑性 PTSD もあります。また愛着障害とトラウマが重
なると、発達性トラウマ障害を呈することもあります。複雑性 PTSD や発達性トラウマ
障害は難治の病態であり、治療に長期間を要します。

2) 面前 DV の影響

子どもにとって身体的な暴力を直接受ける経験は、耐えがたい苦痛を強いることにな

ることはよくご存知だと思いますが、子どもが直接暴力を受けなくても夫婦の諍いやDVを目の当たりすることも心理的虐待になります。さらにその目撃のみならず、別室で怒鳴り声や悲鳴が聞こえる、あるいはその後血だらけになった親が倒れているのを見ることも、子どもにとっては恐怖体験となり、心理的虐待にあたります。また親は愛情を持ってしつけをしているつもりでも、厳格体罰に至ると子どもにとっては虐待と同様の経験になると言われています。面前DVや厳格体罰の長期化による虐待的体験は、心への影響のみならず、脳の形態的変化が生じることが脳科学研究で認められています。身体的DVより、暴言DVの方が脳への影響が大きいという研究報告もあります。また不適切な養育を受けた子どもがケアを受けずに成人になると、精神疾患(うつ病、アルコールや薬物依存、PTSD、自殺企図、薬物乱用)に罹患する割合が高くなることも広く知られています。

3) 同居中のDV虐待の影響は別居後も続くか

虐待的体験が長期化すると、子どもへの影響は深刻なものになります。愛着対象であるべき加害親から受けた怖ろしい体験は、子どもの心の中では圧倒されるトラウマとなるため処理できず、フリーズさせて一旦心の中に保存する、それはたとえDVする親が別居しても、時が経っても、簡単に解消されることはないと言われています。短期的には、離婚で心が折れている同居親の前で、自分がしっかりしないといけないと思い、健気にも親を励ますいい子を演じる子どももいます。中長期的には、その後同居親の庇護を受け、安全・安心な環境に身を置くと、フリーズしていたものが徐々に溶けはじめ、問題行動として出てくることがあります。不自然なくらいいい子を演じる子も問題行動を起こす子も、どちらもDV虐待の影響と考えられます。

4) 低年齢の子どもへの影響

虐待的体験をしても、幼いから覚えてない、幼いから意味がわからない、きっとそのうち忘れるだろう、というのは、大人の希望的観測です。基本的に虐待体験の影響は、年齢が幼いほどむしろ大きく、長期化すると考えられています。記憶には大きく、宣言的記憶と手続き記憶があります。私たち大人は記憶というと、言葉で覚えている宣言的記憶を想起しがちですが、主として言葉以前の世界で生活している0~2歳の子どもは、宣言的記憶より手続き記憶、つまり身体で覚えている身体記憶の方が優勢と言われています。幼少期の養育者とのやりとりは主に手続き記憶として記憶されており、『心地よいやりとり』か『不快なやりとり』かという身体記憶として無意識のうちに心に刻まれています。そのため、言葉で覚えてないから大丈夫ということではなく、激しい夫婦喧嘩、暴力、親の突然の不在などの体験は、子どもの身体記憶としてその後の生活に悪影響を及ぼします。たとえば暴言虐待であれば、出来事から何年経っても誰かの大声を耳にすると身体がビクッと反応する、胸がザワザワするなどの不安身体反応として現われ

ることがあるのはそのためです。つまり子どもには体験の意味はわからなくても、心の傷として残るといったことなのです。

5) 子どもの意思と反対のことを強いる影響

別居親や裁判所の強い意向で、子どもが面会交流などで示す言葉による意思表示と反対のことを強いられる場合があります。子どもにとっては、せっかく意思表示をしても、それが大人によって否定される、無視されるということになり、「やっぱり自分が間違っているのかな」と自分を責めたり、「どうせ自分の意見を言っても意味がない」と諦めたりすることがあります。大人に否定される経験が繰り返されると、自分の意見・自発性を心に押し込む、ことにつながります。また学童期の子が「別居親に会いたくない」と言っても、別居親に反論されると子どもはひどく動揺したり、「自分の言うことは信じてもらえず、親に勝手に決められる」と不愉快に思ったりします。無理矢理面会させられた体験について同居親に恨みを抱くこともあります。その結果として、両親から受けた傷つき体験を深めることとなります。そして思春期以降になると、親に対する裏切られた体験が一般の大人との関係に広がり、学校や社会に対して不信感や無力感、絶望感を持ち、抑うつや希死念慮を抱くこともあります。この影響が成人後も続くと、人間関係にひずみが生じ、その子の人生に大きな影を落とすこととなります。

6) 子どもの意思への同居親の影響等

子どもは通常の場合、面会交流について会いたい気持ちと会いたくない気持ち、アンビバレントな心を持っていてどちらもゼロじゃありません。その状況において同居親や別居親の顔色を見ながら、決断を迫られることが多いと思います。そんなときもじもじして意見を言わないのは、意見がない訳ではなく、はっきりと言えないという状況も考えられます。また子どもが同居親の意向に従う場合が多いかと思いますが、それは親の気持ちに添う心が育まれているため、ある意味子育てがうまくいっているとも言えます。子どもが同居親の影響を受けることは自然な成り行きであり、受けない子がいるとすればそれはむしろ驚くべきことだと思われれます。

7) 子どもの意思の把握

幼少期の記憶の在り方でも述べたように、重要なことは子どもの意思を言葉のみによって把握することは非常に困難であるということです。乳幼児期はもちろんのこと、学童期も言葉のみによる把握は難しく、むしろ私たち専門家は人形遊び、粘土や描画などの造形による率直な表現を通して子どもの心を理解する方法(プレイ技法)を習得しています。たとえば親人形が子ども人形をボコボコにする遊びをした場合、家庭で何が生じていたかは一目瞭然となります。思春期でも言語化能力はまだ大人ほど成熟してないし、この時期の特徴として大人に本心を言うこと、大人に心を開くことに葛藤があるため、

言葉のみによる本心の把握は簡単ではありません。つぎに、意思の把握をする際、聴き取る場所はどこか、聴き取るのは誰か、またどのように確認するか、が大切と考えます。心の臨床を行う際、対象者とのある程度の信頼関係が保たれていることが基本であり、その関係を作るための時間や技術も必要です。とくに虐待体験を抱える子どもの場合、まずその子が安全と感じられる場所において、安心できる相手との信頼関係の構築が望まれます。それが家庭裁判所か、心理相談室や診察室かによっても、子どもの動機や不安・緊張感が異なるため、表現する内容やニュアンスは当然変わってくるはずで、また把握する過程で、フラッシュバックや解離が生じることもあるため、その際の適切な対処も必要になります。その当たりの基本的な知識や技術を持った専門家であれば、子どもの自由な意思を把握できると考えます。

8) 家庭裁判所の調査官による調査

子どもの意思の把握のところで述べたように、子どもの心に寄り添うためには、まず聴き取りの場所を安全なものにし、聴き取る人との関係を信頼できる安心なものにすることが基本です。また1回面接すれば済むとは限らず、時間を要することもあります。家庭裁判所のイメージや調査官のイメージは、同居親由来であることが多いこと、子どもの方も、調査官の真意に添いながら、同調するような返答をすること、などの状況が絡むことがあります。家庭裁判所で作成される調査官の調査書を拝見することがありますが、よくあるのは言葉をつなげた聴き取り録になっているものです。とくに幼児～学童期の子どもの言うことを鵜呑みにして調査書を作成するのはかなり問題があると思われる。言葉のみならず言葉以外の表現を捉え理解するための知識と技術を身につけるトレーニングを受ける必要がありますが、現時点でこのようなことを考慮した調査書を見たことはありません。その意味でも子どもの心に寄り添うにはさまざまなハードルを超えなければ、子どもの本心に迫ることは難しいと思います。また法律的問題解決には、子どもであってもイエスカノーかを明確にする必要に迫られることが現実的にあると思われます。しかし子どもの場合は、両方の気持ちがありうること、またその気持ちも不安定で変化しやすいことなどを考慮し、子どもにも時間を与えることが大切になります。そのため一旦決めた処遇を時間経過でフォローアップし、対応を柔軟に変えていくことも考慮する必要があります。このように考えてみると、調査官のスキルアップのための研修や専門家との連携を含む全体のシステムの構築が望まれます。

このアンケート結果を見て驚いたことは、私たち子どもの心の専門家は、この問題について非常に類似した事実遭遇しており、また問題についての感じ方や考え方も似通っているということです。私たちはみな、何よりも、子どもの心の成長、発達を第一に考えます。そのためには、子どもが安全な環境に身を置いていること、そして安心できる人に育まれていることが大前提です。その上で、子どもたちは自信と勇気を持って、

世の中への旅に出るのです。

3. 結び

子どもの持つ、人の気持ちを汲み取る能力、とくに親の気持ちを汲みとる能力は、生まれたときから備わっており、いつも親の顔色、振る舞い、気持ちを参照しながら生活しています。離婚という家庭の危機は、アンケートにもあったように子どもに大きな衝撃を与えます。その苦悩を何とか乗り越えようとする子どもの心は、それほど単純なものではなく、別居親や同居親への複雑な気持ちを持ちながらサバイバルしている状況と考えられます。だからこそ、父母の離婚にまつわるさまざまなトラブルから、子どもの安全を守り、子どもの権利を養護し、子どもの意思を尊重し、子どもの成長や発達、そして子どもの心を第一に考える立ち場から慎重に法制度を考えていくことを望みます。